

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年11月28日)

〔件　名〕

- 1 東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価準備書に対する
知事意見について
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 「鳥取県環境影響評価条例」の改正案に係るパブリックコメントの実施結果に
について
(環境立県推進課) ··· 6
- 3 冬季の省エネルギー対策について
(環境立県推進課) ··· 8
- 4 鳥取県地球温暖化対策条例に基づく特定事業者等の取組計画書及び達成状況
報告書の公表について
(環境立県推進課) ··· 9
- 5 中海水質汚濁防止対策協議会窪地対策検討委員会の概要について
(水・大気環境課) ··· 11
- 6 湖山池将来ビジョンシンポジウムの概要について
(水・大気環境課) ··· 12
- 7 都市計画区域マスタープラン策定における「まちづくり研究会」の開催状況等
について
(景観まちづくり課) ··· 13

生　活　環　境　部

東部広域行政管理組合の可燃物処理施設に係る環境影響評価準備書に対する
知事意見について

平成24年11月28日
環境立県推進課

- 平成24年3月30日付けで提出された、東部広域行政管理組合の可燃物処理施設整備事業に
係る環境影響評価準備書に対し、同年10月31日付けで知事意見を通知した。
- 知事意見は、住民意見、鳥取市長意見、鳥取県環境影響評価審査会（4回）の意見等を踏まえ
て作成した。

1 知事意見の概要（詳細は別紙のとおり）

（1）総括的事項（10項目）

「住民の要望への配慮」、「廃棄物の焼却処理方式等の決定と決定後の検証」、「工業団地等を
含めた将来の環境状態」など、総括的な指摘事項。

（2）個別事項（11項目）

大気質（地形を踏まえて予測計算式の妥当性）、騒音（深夜騒音の対策）、植物・動物（保
全措置・事後調査の手法）など、個別具体的な指摘事項。

2 今後のスケジュール

今後、事業者は、知事意見等を勘案し、準備書の記載事項に検討を加え、必要に応じて修正
した上で評価書を作成し、県に提出することになる。

方法書 → (調査・予測・評価) → 準備書 → 評価書 → (許認可・事業着手) → 事後調査

【参考：事業概要】

事業名称：東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）

事業者：鳥取県東部広域行政管理組合 管理者 竹内功（鳥取市長）／鳥取市、岩美町
智頭町、若桜町、八頭町の1市4町で構成される一部事務組合

施設：一般廃棄物（可燃物）焼却施設（処理能力：270t／日）

設置場所：鳥取市河原町山手ほか

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの知事意見について

本事業は、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の1市4町によって構成される一部事務組合である鳥取県東部広域行政管理組合が、鳥取県東部圏域の老朽化したごみ焼却施設（4施設）の更新を行うとともに施設の集約化を図ることを目的として、鳥取市河原町山手他に、1日当たり処理能力270トンの可燃物処理施設を建設しようとするものである。

ごみ焼却施設は公益性が高い施設ではあるが、一般的に周辺環境への影響が大きい施設であることから、環境影響について科学的・客観的に調査・予測・評価を行った上で、周辺住民等の理解を得ることが重要である。

そもそも環境影響評価制度とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる制度である。

しかしながら、この計画においては、施設の処理方式が現時点では決定しておらず、「ストーカ方式」、「ストーカ十灰溶融方式」及び「ガス化溶融方式」の3方式を検討しており、環境影響評価手続は1方式に絞らずに進められているところである。

また、事業実施区域の隣接地において、鳥取市による工業団地の整備事業が進捗していることや、本事業に対し、事業実施区域の周辺集落を原告とした建設差止め請求訴訟が提起され、一部周辺集落では説明会を開催できないなどの状況が認められる。

以上のことから、事業者として、制度の趣旨に加えて、説明責任や情報公開に関する責務を十分に認識した上で、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、下記の事項を踏まえて準備書の修正を行って環境影響評価書を作成し、適切な環境保全措置を講じるよう求めるものである。

記

【総括的事項について】

- 1 把握した環境保全上の見地からの住民意見に対しては、十分な説明及び誠意ある対応を行うとともに、周辺住民等に対して本事業の情報公開に積極的に努めること。
- 2 現時点で廃棄物の焼却処理方式が決まっていないことから、処理方式及び関係する諸元等を評価書提出までに決定し、その予測評価結果を準備書での予測評価結果と比較・検証すること。
評価書提出までに処理方式の決定が困難な場合は、その理由を明らかにするとともに、決定のプロセス及び方式決定後の予測評価結果の比較・検証方法について明らかにすること。
なお、いずれの場合でも、準備書の予測評価結果との比較・検証により、準備書を上回る環境影響が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、知事と協議の上適切な対応をとること。
- 3 環境影響評価の予測に際し、隣接する工業団地（造成、取付け道路を含む）などの地域の将来の環境状態の設定について、関係地方公共団体等からの情報収集の結果を明らかにした上で、判明した将来の環境状態を勘案して、予測評価を実施すること。
- 4 直近民家や学校など環境保全に関し特に配慮を要する施設については、準備書に記載のある事業実施区域の周辺の範囲において、環境影響に関する予測評価及び環境保全措置等を明らか

にすること。

- 5 事後調査については、予測に不確実性が伴うことを十分に認識した上で、調査項目・地点・期間・頻度など全般について、適切に設定されているか再確認し、必要に応じて見直すこと。
なお、調査期間については、施設稼働が定常になる時期と環境への影響が明らかになる時期が異なる場合も考えられるため、特に留意すること。
また、施設供用後に実施する環境等に係るモニタリングについては、住民意見等を勘案して実施するよう努めること。
これらの調査結果については、わかりやすく取りまとめた上で、積極的な情報公開に努めること。
- 6 公害防止に係る計画目標値の設定については、目標設定にいたる検討の経緯及びその根拠を明らかにすること。
- 7 自然災害や異常発生時等において、事業実施区域外への環境汚染物質の漏えい等を想定し、迅速かつ適切に対応できるようなマニュアル等を策定すること。
- 8 新たに環境への影響を及ぼす事実が明らかになった場合には、速やかに県及び関係市に報告し、専門家の指導・助言を受ける等により適切な措置を講じること。
- 9 事業者から提出された、準備書についての意見の概要及びその事業者の見解については、環境の保全の見地からの意見とそれ以外の意見とした区別について再検討し、評価書に記載すること。
- 10 準備書全般において、説明が不足しているもの、単位の記載誤り等が散見されるため、評価書では可能な限り詳細でわかりやすく、正確な図書となるよう努めること。
また、方法書からの変更箇所について、漏れがないようにするとともに、変更理由及び変更箇所が分かるよう図や表を用いて明らかにすること。

【大気質について】

- 1 1 予測評価で用いた式が、地形の地域特性等を十分に考慮した結果、用いた式であることの根拠及び予測に用いた気象データの妥当性について明らかにするとともに必要な場合は見直し、見直した際は本予測式を用いて行った他の評価項目についても再度、予測・評価を実施すること。

【大気質、騒音・振動について】

- 1 2 大気、騒音・振動の環境影響評価項目について、ひとつの調査等項目に複数の環境影響要因（「建設機械の稼動」と「資材運搬等の車両の走行」等）が同時期に存在する場合は、それぞれの環境影響要因による影響を合成した予測及び評価を行うこと。

【騒音について】

- 1 3 事業実施区域は、鳥取県公害防止条例第58条に規定する深夜騒音規制が適用される地域であり、施設の稼働に伴う騒音の予測結果では、その規制値を超えることから、関係する記載内容を修正の上、適切な環境保全措置を検討し、再評価すること。
- 1 4 騒音予測結果については、環境基準等以下ではあるものの、極力環境を悪化させないとい

う観点から、環境保全目標との比較だけでなく、現況からどれだけ環境負荷が増加するかを表す寄与率の考え方などを取り入れ、評価すること。

【悪臭について】

- 1 5 施設の稼働に伴う悪臭の濃度予測において、煙突排ガスによる臭気指數の予測条件で用いた類似施設を明らかにするとともにその選定理由を明らかにすること。

【土壤について】

- 1 6 土壤の現地調査地点については、必要に応じて大気質の拡散予測結果及び気流の流れ等を考慮した上で最大着地濃度出現地点付近にも設定すること。

また、煙突排ガスによる土壤中のダイオキシン類濃度の予測については、年間沈着量や土壤中の付加濃度の推定をするなど、より定量的に行い評価すること。

なお、上記1 1で大気質の予測式を見直した場合は、その予測結果を考慮すること。

【水質について】

- 1 7 用水・排水計画について、用水、プラント系・洗車・生活系排水及び雨水に係る想定水量・水質及び水処理施設の概要等を含めフロー図等により明らかにすること。

- 1 8 地下水については、「ごみピット等からの漏水により地下水を汚染することのない構造とする」ことを理由に、評価項目として選定していないことから、想定されるコンクリートの厚み等汚染することのない構造について説明すること。

【植物、動物、生態系について】

- 1 9 植物・動物、生態系の環境保全措置については、それぞれの特性や環境変化とそれに伴う影響に関する科学的知見が不足していたり、地域による違いが大きいなど不確実性が高いことから専門家等の指導や助言を得て進めるとともに、必要に応じてその事後調査の内容・期間等を見直すこと。

なお、次の2点については、特に配慮すること。

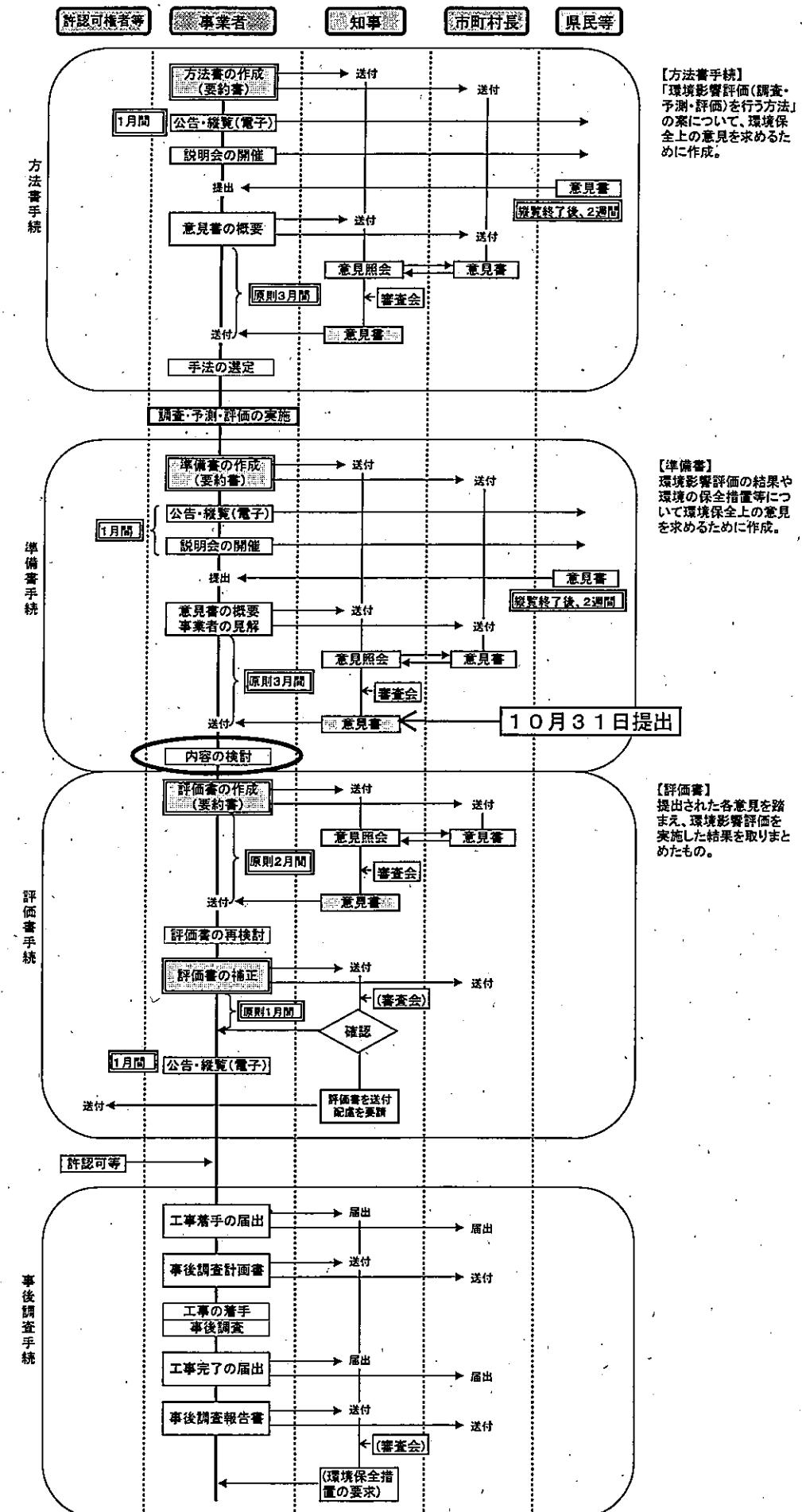
- (1) カスミサンショウウオについては、事後調査結果の検証方法（繁殖状況等）についても、専門家等の指導や助言を得て検討すること。
- (2) ホンゴウソウについては、移植が相当困難な種であることから、最大限の回避・低減を図り、どうしても回避・低減が難しい場合は専門家に相談し、保護を図るための代替策を検討すること。

- 2 0 環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されている。現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認し、記載事項を修正するとともに、必要に応じて予測・評価及び環境保全措置等を行うこと。

【その他について】

- 2 1 準備書に記載のある交通安全対策については、住民意見を踏まえて、適切に実施すること。

鳥取県環境影響評価条例の手続の流れ



「鳥取県環境影響評価条例」の改正案に係るパブリックコメントの実施結果について

平成24年11月28日
環境立県推進課

鳥取県環境影響評価条例は、施行後10年が経過しており、環境影響評価法の改正に加え、社会状況の変化に応じた措置を講じる必要があるため見直しを検討している。
このたび、この改正案について、広く県民の意見を求めるためにパブリックコメントを実施した。

1 パブリックコメントの募集期間

- 平成24年9月7日（金）から9月27日（木）まで

2 改正案の概要

（1）法改正等に伴う条例の改正

- ① 計画段階配慮書の手続の新設
- ② 事後調査報告書公表の義務化
- ③ 風力発電所を対象事業に追加

（2）本県独自の検討による条例の改正

- 特別地域の見直し（規則改正）

- ・【追加】 「東郷池水質管理計画」の対象地域
- ・【範囲明確化】「湖山池水質管理計画」の対象地域（現行：「湖山池及びその流域」）

3 応募のあった意見の概要

（1）意見件数：15件（9名）

（2）主な意見と対応

主な意見の概要	対応方針
<p>① 計画段階配慮書の手続の新設（1件）</p> <p>■ 前倒しの環境影響評価に役立つ。事業者の自己申告か。</p>	<p>■ 対象事業を実施しようとする事業者に対して、手続きの実施を求める予定です。</p>
<p>② 事後調査報告書公表の義務化（2件）</p> <p>■ 事後調査報告書は環境影響評価に資するもの。事後調査を実施しない場合とあるが、その想定の根拠は事業者の意志・意欲か。</p>	<p>■ 事後調査は、技術指針に基づき、「予測の不確実性の程度が大きい選定項目の環境保全措置を講ずるとき」や「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき」などに行うものとしています。</p>
<p>③ 風力発電所を対象事業に追加（7件）</p> <p>■ 対象事業に風力発電所が加わることは大いに評価するが、事業規模が一般地域1万kW以上等のは疑問。運用中の風力発電施設建設ガイドラインの適用（総出力500kW以上）と矛盾。野鳥等の繁殖のための生息環境が受けるダメージの程度は風力発電所の規模の違い程の差はない。騒音・低周波音の対策上できるだけ小規模にすべき。一般地域の対象規模は500kW以上、特別地区は500kW以上7,500kW未満とすべき。</p> <p>希少な野生動植物保護のための配慮と地域住民の方達が受ける影響を極力少なくするためにも再考を願う。</p> <p>■ 全国的に先進的な厳しい基準を設けていたのに1万kW以下の風力発電がノーチェックになりおかしい。1基でも大規模で景観が壊されるので、大小に問わらず悪影響の有無をチェックすべき。低周波やシャドウフリッカ等、対策の施しようがない公害問題なので対象基準をよく検討すべきだし、規制値も明記すべき。</p>	<p>■ 今回検討している環境影響評価条例（以下、「アセス条例」）の改正は、風力発電事業について、騒音・低周波音等の環境影響が指摘されていることから、アセス条例の対象事業に追加し、手続きを義務化するものです。</p> <p>対象規模については、アセス条例では「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」を対象としており、国の検討状況や県内の実情、新導入事業当たりの総出力の大型化傾向などを踏まえて総合的に判断し、案のとおり示したところですが、風力発電施設建設ガイドラインの扱いも含めて、さらに検討させていただきます。</p> <p>なお、環境面の基準等を定めた「規制」については、アセス条例に基づく手続きとは別に、各個別法等により行われており、これらはアセス条例の対象規模にかかわらず定められているところです。</p>

<p>■ 風力発電ガイドラインが制定され、乱開発を抑制できてきた。風力発電推進のため規制緩和するようにならぬか見えない。</p> <p>■ 大山の裾野は悲惨な景観。綺麗な景観を失えば何も残らないので、条例で環境影響評価を義務づけるのは大賛成。ただ、場所ごとの影響は違うので対象規模の下限値を設けずに全ての風力発電を対象にすべき。1万kWでは風車4～5基程度の規模でノーチェックで建設できる。</p> <p>■ 環境影響評価を充実させて、設置後の変更や撤去はできる限り少なくしたいもの。</p>	<p>■ 計画段階配慮書の義務化と併せて前倒しの環境影響評価に寄与が期待される。</p> <p>■ 風力発電を対象に入れたのはたいへんよかったです。</p>	<p>■ 早い段階で事業実施に伴う環境影響を把握することや地域住民等の意見を聞いてその理解を得ることが、円滑な事業の実施に資するものと考えます。</p> <p>■ 改正案の内容に賛成の御意見と理解します。</p>
<p>(4) 特別地域の見直し（1件）</p> <p>■ 東郷池流域の追加と湖山池流域・湖山川流域の境界明確化はよい。</p> <p>流域の境界が明確に設定できるか。海岸部の分水界は明瞭か。排水系統は把握できるか。</p>	<p>■ 流域の境界はそれぞれ東郷池水質管理計画及び湖山池水質管理計画において、海岸部の分水界も踏まえて規定しています。また排水系統は対象事業者が環境影響を検討する際に明らかにされます。</p>	
<p>(5) 全体・その他（4件）</p> <p>■ 電磁波や低周波も評価項目に入れてほしい。対象となる施設や道路などの規模が大きい。鳥取県は大変自然が豊かで、貴重な県の財産。日本一環境の良い県を目指して頑張ってほしい。</p> <p>■ 評価書作成は事業者のみが実施すべきではない。公平な評価のため、県、民間など多面的に評価すべき。</p> <p>■ 対象事業の範囲で「対象となる事業には工事による直接改変を含むものに限らず、その事業によって対象規模を超える面積の環境改変を生じるものも含む」との文言を入れてもらいたい。</p> <p>理由は、湖山池の高塩分化事業が、堰・ダムなどの対象規模を超えておりがアセスメントをやらずに実施されている。法や条例の精神に照らせば当然アセスメントをやるべき（少なくとも自主アセスを）。対象だが、工事の有無などについての規定が明確でなく対象事業にあたらない言い訳ができる余地があり、条例の不備。この点を明確化し、工事を伴わない場合でもその事業で大きな環境改変が伴う場合ははっきりと対象事業であることをわかるようにしてもらいたいため。</p>	<p>■ 環境影響評価を行う項目は、事業ごとに事業特性及び地域特性を勘案して適宜選択することとなっています。</p> <p>対象事業は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして設定しており、直ちに見直しが必要な状況とは認識していないところです。今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p>■ 評価書は、その前段階である準備書に対する一般の方々や市町村長、知事などからの意見内容を検討し、この準備書の内容を必要に応じて見直したものであり、多面的な評価がなされているものと考えます。</p> <p>■ アセス条例における事業とは、「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む）」並びに「作物の新設・増改築」をいい、対象となる具体的な事業の種類と規模は、条例及びその規則により規定しています。この基本的な考え方、「環境影響評価法」及び国の基本理念を定めた「環境基本法」においても同様です。</p> <p>ご意見の内容については、法律や条例を制定した趣旨等も踏まえて検討させていただきます。</p>	

冬季の省エネルギー対策について

平成24年11月28日
環境立県推進課

1 関西広域連合における電力需給対策

今冬の電力需給対策において、「電力需給等検討プロジェクトチーム」による需給検証結果を踏まえ、関西電力管内での定着した節電の実行について、府県民や事業者への呼びかけが重要と確認。

関西エリア外の鳥取県と徳島県は関西電力管内の取組に準じて節電の呼びかけを行うもの。

[関西電力管内の節電]

○節電の期間：12月3日（月）～3月29日（金）の平日
(※12月31日及び1月2日～4日を除く)

○節電の時間帯：9時～21時

○節電目標：平成22年度比冬比6%を目安

○電力需給等検討プロジェクトチーム検証結果（2月予測）

・供給力 2,642万kW

・需要 2,537万kW

⇒供給予備力 105万kW (予備率4.1%)

需要想定においては、昨冬の節電効果を上回る定着した節電として148万kW（平成22年度比5.6%）が見込まれている。

2 鳥取県における節電対策

鳥取県においても独自に県民向けに様々な広報媒体を活用して節電のPRを展開。

※鳥取県としては具体的な節電目標数値は設定しない。

広報PR	備考
県政だより12月号	全戸配布
新聞広告	日本海新聞 12月8日（予定）
文書依頼（11月下旬）	市町村、商工団体、県地球温暖化対策条例の特定事業者、TEAS I種II種取得事業者、地球温暖化防止活動推進センター
県ホームページ	随時
県庁前広告塔	12月1日～3月31日まで

○鳥取県における重点実施期間 平成24年12月1日（土）～平成25年3月31日（日）

○具体的な取組

【家庭】

- ・エアコンの設定温度は20℃以下
- ・ウォームビズによりエネルギー消費を抑制 等

【オフィス】

- ・エアコンの設定温度は19℃以下
- ・ウォームビズによりエネルギー消費を抑制
- ・OA機器の省エネ設定等による電力消費抑制

3 鳥取県庁における節電対策

○率先行動計画に基づき節電対策を実施。

- ・暖房の温度設定18℃
- ・エレベーターの間引き運転を実施
- ・ウォームビズの推進（※）

※職員の冬季における勤務時間中の服装をフリース等などで重ね着するなどして執務室で快適に過ごす「県庁ウォームビズ」を敢行します。またカイロや湯たんぽの小物の活用や階段利用の運動の奨励等も行います。

鳥取県地球温暖化対策条例に基づく特定事業者等の取組計画書及び達成状況報告書の公表について

平成24年11月28日
環境立県推進課

鳥取県地球温暖化対策条例では、鳥取県内の工場・事務所等において多量の温室効果ガスを排出する事業者(特定事業者)に、基準年度を基にした温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画(以下「取組計画」という。)及び次年度以降の達成状況報告書の作成・提出を義務づけ、公表することとしている。

取組計画を提出した76事業者から平成23年度分の達成状況報告書が提出されたため、それぞれ公表した。

1 特定事業者とは

- ① 鳥取県内に有するすべての工場・事務所等の原油換算エネルギー使用量が、前年度 1,500kl(キロリットル)以上の事業者
- ② 鳥取県内での前年度末時点での自動車等保有台数が次のいずれかに該当する自動車運送事業者
 - ・貨物自動車運送事業法に基づくトラックを200台以上保有
 - ・道路運送法に基づくバスを200台以上保有
 - ・道路運送法に基づくタクシーを350台以上保有

2 取組計画書の主な内容

- (1) 計画期間(3か年度)
- (2) 基準年度(計画期間の初年度の前年度)における温室効果ガスの排出実績
目標年度(計画期間の最終年度)における温室効果ガスの排出計画
- (3) 寄与的取組、具体的な取組・措置の計画 など

3 取組計画書の提出状況

(11月9日現在)

計画期間		平成22～24年度	平成23～25年度
特定事業者の種別		事業者数	事業者数
①	工場・オフィス・事務所	47	4
	小売店舗	13	2
	病院	6	0
	コンビニエンスストア	2	1
②	自動車運送事業者	1	0
計		69	7

4 取組計画書による温室効果ガス排出量の削減目標と実績

(11月9日現在)

		H21	H22	H23	目標	
取組計画(H22年度～24年度) 69事業者(基準年度H21年度)	CO2排出量 (トン-CO2)	800,483	837,809	795,466	H24	791,521
	増減率(%) 対基準年度比	(基準年度)	4.7	△ 0.6		△ 1.1
取組計画(H23年度～25年度) 7事業者(基準年度H22年度)	CO2排出量 (トン-CO2)	—	104,079	99,208	H25	102,000
	増減率(%) 対基準年度比	—	(基準年度)	△ 4.7		△ 2.0
合計		—	941,888	894,673		893,521

対基準年度比の温室効果ガス排出量の削減事業者数 45事業者／76事業者中

5 対基準年度比の温室効果ガス排出量が増加した事業者への対応

排出量の増加は、生産量や店舗数の増加、気候要件によるもの等事業活動を行う上でやむを得ないものであるため、県条例第11条第1項に基づく指導対象としない。
ただし、目標達成に向けて更なる削減対策及び寄与的取組の実施を依頼する。

<排出量増加の主な要因>

- ・生産量の増加によりエネルギー使用量が増加(10事業者)
※うち8事業者は、原単位(生産量)当たりの排出量は減少。
- ・施設又は店舗の増加によりエネルギー使用量が増加(7事業者)
- ・夏の猛暑、冬の厳寒等の気候要件によりエネルギー使用量が増加(9事業者)

6 公表の方法

「環境立県推進課ホームページ」の中の「鳥取県地球温暖化対策条例ホームページ」に掲載している。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=152671>

中海水質汚濁防止対策協議会窪地対策検討委員会の概要について

平成24年11月28日
水・大気環境課

- 本委員会は、本年7月25日の第39回中海水質汚濁防止対策協議会総会において、窪地に関する委員会の立ち上げについて提案があったことを受け、開催されたもの。
- 窪地の現状や取組実績などについて、国土交通省出雲河川事務所やNPO法人自然再生センターから報告等があり、今後の対策についての検討を行った。
- 効果的な窪地対策につなげる調査内容などを鳥取、島根両県で引き続き検討するとともに、毎年実施されている松江港の浚渫土の利用についても検討することとした。

1 開催日時等

日 時：平成24年11月21日 午前10時30分～午後12時30分

場 所：島根県松江市役所八束支所 2階 大会議室

出席者：鳥取県議員（斎木議員、安田議員、森議員）、島根県議員（浅野議員、小沢議員、島田議員）

　　鳥取県（生活環境部長、農林水産部長、県土整備部長）

　　島根県（環境生活部長、土木部長、農林水産部長）

　　沿岸市議長（松江市議長（欠席）、米子市議長（欠席））

　　沿岸市（安来市、米子市、境港市）

オブザーバー：国土交通省出雲河川事務所長、学識者（NPO法人自然再生センター徳岡理事長）

　　漁業協同組合（中海漁業協同組合、米子市漁業協同組合）

2 議事概要

(1) 窪地の現状について

- ・中海には全体で約800万m²、3,100万m³（出雲ドーム約62杯分）の浚渫窪地がある。
- ・窪地内の水質は、周辺水域に比べて悪いとされているが、窪地が周辺及び中海全体に与える影響については知見が十分でなく、現在、国土交通省や鳥取、島根両県で、底質調査や流動調査を実施中であること。
- ・国土交通省から過去実施した底泥浚渫、窪地覆砂では、栄養塩の溶出抑制効果は確認されたものの、効果の持続性に課題があったことから、平成16年度以降は浅場整備・覆砂に移行しているとの報告があった。

(2) 窪地に関する意見交換

- ・NPO法人自然再生センターから、現在実施中の窪地の環境修復実証事業の概要等の情報提供があり、関係者による一層の情報交換が必要との意見であった。
(島根県安来市細井沖窪地でハイピーズ（石炭灰造粒物）による覆砂工事を実施中)
- ・中海漁業協同組合からは、彦名干拓沖など状況の悪いところもあるが、窪地は魚の隠れ家になるなどきれいなところもあるとのこと。
- ・委員からは、効果的な窪地対策につながるよう、窪地ごとに対策を講じる必要性の有無や、その優先順位について両県で調査するよう要請があった。
- ・松江港の港湾浚渫土の活用についての提案があり、検討することとなった。

(3) 今後について

- ・NPO法人自然再生センターの環境修復実証事業の状況を把握するとともに、効果的な窪地対策につながる調査を検討する。
- ・検討内容は、来年度の中海水質汚濁防止対策協議会総会で報告する。

【参考】中海水質汚濁防止対策協議会の概要

○設置目的：中海の水質保全のため、水質に関する情報収集を行うとともに、鳥取県、島根県及び関係市が連携して汚濁防止対策の促進を図る。

○構成員：鳥取県、島根県、松江市、安来市、米子市、境港市

湖山池将来ビジョンシンポジウムの概要について

平成24年11月28日
水・大気環境課

本シンポジウムは、高塩分化による汽水域再生に取り組んでいる湖山池に対する市民意識の醸成や将来の望ましい水環境について市民と行政が一緒に考える場として、鳥取県と鳥取市の協働事業により開催したものである。

当日は、およそ100名程度の参加者があり、全国の汽水湖の現状についての基調講演のほか、中海におけるアダプトプログラム、湖山池における環境保全・環境学習の取組みの事例発表、湖山池の環境保全に向けた市民の関わり等に関連したパネルディスカッションが行われた。

1 開催日時など

日 時：平成24年11月25日（日）13:30～16:10

場 所：県立図書館大研修室

主 催：よみがえれ湖山池実行委員会（会長：村山洋一）

共 催：鳥取県（水・大気環境課）、鳥取市（生活環境課）

2 シンポジウムの概要

(1) 冒頭の市長コメント

「鳥取市における湖山池に関する取組み」鳥取市長 竹内功

(2) 基調講演

「日本の汽水湖沼における水質とその対処状況」／東京大学大学院 山室真澄 教授

(3) 事例発表

「中海でのアダプトプログラムの取組みについて」／NPO法人中海再生プロジェクト 田守利彦 氏

「湖山池の環境保全の取組みについて」／湖山西まちづくり協議会 大久保良隆 氏

「湖山池の環境学習の取組みについて」／湖山池情報プラザ 岡田一成 氏

(4) パネルディスカッション

「湖山池の環境保全に向けて、市民の関わりについて」

上記の発表者に以下の者を加えてパネルディスカッション形式で意見交換がされた。

- ・湖山池情報プラザ 竹内房男 氏
- ・鳥取大学体育会漕艇部 岸野浩己 氏
- ・鳥取市環境下水道部 山本雅宏 次長
- ・鳥取県生活環境部 三木文貴 次長

(5) シンポジウムで交わされた主な意見について

◎高塩分化への取組みについて

- ・昨年まで数千万円の公費を投じて刈り取りしてきたヒシが無くなり、悪臭・景観悪化の原因であったアオコも無くなった。これは住民から見ると大きな前進であると感じている。
- ・昔前の環境に戻すことは現状の周辺状況を考えると非常に困難であると感じる。これからは、現在置かれている状況を考慮しながら、市民の合意形成を図りつつ、より良い池環境に転換するための施策を適時見直しを行いながら進展していくことが重要と考える。

◎アダプトプログラムの取組みについて

- ・中海における取組みも、いろいろと苦労はあったが、湖沼の関心度の高まりなど、今では市民にしっかりと根付いたものになったと感じている。これは湖山池でも十分実施可能であることと考えるので、ここでもぜひ頑張って欲しい。このシンポジウムをひとつのきっかけとして、行政・市民が一体となった取組みとして浸透させてほしい。

◎その他

- ・湖山池の環境問題を市民みんなが意識し、共有し、一緒に汗を流していくような取組みにしていくことが重要と感じている。
- ・市民による環境教育や環境保全活動に対する行政の財政支援が足りない。より一層の協力をお願いする。

都市計画区域マスタープラン策定における「まちづくり研究会」の開催状況等について

平成 24 年 11 月 28 日
景観まちづくり課

西部地域の都市計画区域マスタープラン策定に当たり、住民意見を把握することを目的に設置した「まちづくり研究会」について、第2回の開催状況等について報告する。

1 第2回の開催状況

(1) 日時、出席者

- [米子市] 10月31日(水) 19時～21時、出席者：委員21名（2名欠席）
[境港市] 11月 6日(火) 19時～21時、出席者：委員 8名（2名欠席）
[日吉津村] 10月23日(火) 19時～21時、出席者：委員 8名（2名欠席）

(2) 意見交換の内容

第1回「地域の課題」を踏まえ、土地利用の観点から、以下のテーマで「目指すべき都市の将来像」について意見交換をした。

【テーマ①】 都市部と農村部の明確な区分、及び、都市部の集約化の必要性

【テーマ②】 地域毎の課題のあり方

区域		地域毎の課題
米子市	市街化区域	周辺部（特に福生、加茂）の土地利用方法のあり方。
	市街化調整区域	生活利便性向上策、開発誘導の方向性。
	淀江都市計画区域	旧淀江町の地域圏の位置付け。（一つの地域圏、又は、開発が抑制されることを前提に旧米子市と一体的の地域圏）
	都市計画区域外（伯仙）	地域内の土地の有効活用策。
境港市（全域）		耕作放棄地の有効な打開策。
日吉津村（全域）		国道431号沿線の土地利用方法のあり方。

(3) 住民意見の概要

住民意見の概要		
米子市	市街化区域	<ul style="list-style-type: none">・高齢化の進展を考慮すると集約すべき。・市街地を集約させ交通手段を便利にすべき。・市街化区域において住居系・商業系・工業系に区分することが大事。・商業地が拡大すれば街の「へそ」がなくなり力のない街になる。
		<ul style="list-style-type: none">・人口が減少することがわかっているので、上福原を住宅地にすれば他の衰退する恐れがあるため、宅地を拡大する必要がない。・福生は先ず道をつけてもらいたい。市街化調整区域の議論はその後、農村公園や市民農園を設置するべきだ。・上福原については、非常に利便性の高い土地であるため現在の市街化区域の一部を縮小させてでも上福原を市街化区域に編入すべき。
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー消費を抑えるために集約すべき。・営農者と居住者とのトラブルが起きないように区分すべき。・農村部の人口減少が顕著になるため明確に区分すべきでない。・病院や薬局が近くになく高齢者が不便なため区分すべきでない。・現在の都市計画区域外の地区の方が、生活環境が良い。・調整区域と農用地区域の中にある1kmを生活拠点として拡げるべき。
		<ul style="list-style-type: none">・農業利用しにくい農地はメガソーラー等の導入を許可すべき。・コミュニティセンターが必要。・開発を誘導し活性づけるべき。住宅開発を促進させるべき。・生活利便性や、観光地として皆生境港大山のルートを考える上でも、日野川の橋が非常に少ない。・スーパー等の生活利便施設が街に一つは必要。・分家住宅でなくても家が建つようになればよい。
	淀江	<ul style="list-style-type: none">・西側地域は農・住混在の問題があり、調整区域にしてでも区分すべき。・農村部の人口減少が顕著になるため明確に区分すべきでない。・明確な線引きは止めて用途指定の方が良い。

米子市	淀江 都計 区域	テーマ②	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地を守ることが重要であり、そのための区分なり規制は必要であるが、調整区域にする必要はない。あくまで農振法によって守るべきである。 西側地域は日吉津村との連携強化を進めるべきである。 農村部(宇田川地域)は規制を強化しようが緩和しようが変わりようもない。 淀江を都市計画によりコンパクトなまちにすべきである。
	都計 区域外 (伯仙)	テーマ①	<ul style="list-style-type: none"> 農地は集約すべきであるが住宅地は集約しなくてもよい。 農村部と都市部においてお互い理解し合うことが必要である。 規制があれば発展がない。
		テーマ②	<ul style="list-style-type: none"> 伯仙地区は今まで良い。 市街化調整区域への編入について、住民は反対である。 地元住民の協議会で開発をコントロールしている。 農地の有効利用を考える際、まず、農業施策としてどうすべきか整理する必要がある。 農地は補助事業で自由にならないため、発展がない。 農業の企業化等により荒廃地の有効利用を図るべきである。 都市計画道路、都市公園の整備が必要である。
境港市	市街化 区域	テーマ①	<ul style="list-style-type: none"> 人口・世帯数が減少しているので集約した方が良い。 中心部から郊外に人口流出し空き家が増加しているため集約すべき。 調整区域で規制緩和したため中心部が空洞化した。 市街化区域内でも住宅と工場との区分が必要。 地方都市での調整区域は不要、用途地域での区分けは必要。
		テーマ②	<ul style="list-style-type: none"> 農地再生に多大なコストを要する農地については用途転換し、低コストで優良な農地再生が可能な箇所については農業施策として対策を検討すべき。 農業施策として農地をどうすべきか整理した上で議論すべき。 農産物の価格次第、農政の安定化が重要。
	市街化 調整 区域	テーマ①	<ul style="list-style-type: none"> 街を分散させるべき。 松江や米子のベッドタウンとして、まち全域を住宅地とすべき。 農用地区域について、農・住を混在させるべき。 「低密度化により行政コストが上がる」は行政の言い訳。
		テーマ②	<ul style="list-style-type: none"> 境港市の核となるべき中央部が農振農用地であり有効活用されていない。 この地域に開発を誘導し低密度化するとインフラも整備される。 企業参入、NPO法人等の活用を図るべき。
日吉津村	市街化 区域	テーマ①	<ul style="list-style-type: none"> 住宅と農地がはっきりと区分ができるべき。 区分は必要だが、商工業等が参入しやすい規制とすべき。 日吉津の農地はばらばらで小さすぎて効率が悪いので集約すべき。 集約されていない方が防災面で安全ではないか。
		テーマ②	<ul style="list-style-type: none"> 交通量が増え側道への進入が増えるので、これ以上の発展は望まない。 高齢化が進んでいく日吉津村には病院が少ない。 大型商業施設があるので、これ以上の商店は不要。
	市街化 調整 区域	テーマ①	<ul style="list-style-type: none"> 散らばった街の方が環境には良いのでは。 村の人口を増やすためには市街化区域を拡げた方が良い。 これ以上の発展は防犯面で不安。
		テーマ②	<ul style="list-style-type: none"> 学習塾や薬局などの生活利便施設のみ立地してほしい。 高木植栽を開発事業者に義務付けて景観向上を図るべき。 沿道両側200m位は商業利用し、生活環境と分離させる道路整備が必要。 商業地域として多様な店に来てほしい。

2 今後の予定

第3回目は、第1回での「地域の課題」、第2回での「目指すべき都市の将来像」の意見結果を踏まえ、土地利用の観点から、その実現手段の一つとして「区域区分(線引き)を含めた土地利用規制のあり方」について意見交換を行う予定である。

なお、第3回目は第2回の意見交換の整理・分析が完了次第、順次開催予定である。